

平成 29 年度 第 1 回 人と動物との共生推進よこはま協議会

日時：平成 29 年 6 月 13 日（火）

午後 1 時 30 分から

会場：関内駅前第二ビル保健所会議室

1 開会

2 委員紹介

3 議題

- (1) 第 4 期人と動物との共生推進よこはま協議会の会長及び副会長の選任について
- (2) 横浜市動物適正飼育推進員の任期満了に伴う選考について (資料 1)
- (3) 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画 (案) について (資料 2)

4 事務局からの報告

- (1) 人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱の一部改正について (資料 3)
- (2) 平成 28 年度横浜市動物愛護管理業務実施結果について (資料 4)

5 閉会

【 配付資料 】

- ・ 横浜市動物適正飼育推進員の任期満了に伴う選考について (資料 1 - 1)
- ・ 横浜市動物適正飼育推進員設置要綱 (資料 1 - 2)
- ・ 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画 (案) について (資料 2)
- ・ 人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱 新旧対照表 (資料 3)
- ・ 平成 28 年度横浜市動物愛護管理業務実施結果 (資料 4)
- ・ 人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿 (資料 5)
- ・ 人と動物との共生推進よこはま協議会について (資料 6)
- ・ 人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱 (資料 7)

横浜市動物適正飼育推進員の任期満了に伴う選考について

現在委嘱している横浜市動物適正飼育推進員（以下、推進員という。）は平成 29 年 11 月 13 日で任期満了となります。（現推進員の委嘱状況については裏面参照）

つきましては、横浜市動物適正飼育推進員設置要綱第 2 条に基づき、推進員の次期委嘱を実施します。次期委嘱にあたっては、現推進員の方の再任を基本としたいと考えています。

1 推進員の次期委嘱について（案）

- (1) 人と動物との共生推進よこはま協議会の構成団体からの現推進員について
現推進員に意向確認後、次の協議会構成団体に対し、推薦依頼を行います。
この他新たな推薦者についても、各協議会構成団体に推薦依頼を行います。

- ア 公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部
- イ 特定非営利活動法人 神奈川動物ボランティア連絡会
- ウ 公益社団法人 日本愛玩動物協会神奈川県支所
- エ 公益財団法人 日本補助犬協会
- オ 公益財団法人 神奈川県動物愛護協会
- カ 公益社団法人 横浜市獣医師会
- キ 全日本動物輸入業者協議会
- ク 一般社団法人 全国ペット協会

- (2) 現公募推進員について

現公募推進員に対し、次期委嘱の意向確認後、委嘱を決定します。

2 推進員について

- (1) 横浜市動物適正飼育推進員設置要綱（要約）

第 2 条（委嘱）

市内に住所を有し、地域における犬、猫等の適正な飼養の推進に熱意と識見を有する満 20 歳以上の方のうち、次のいずれかの該当者

- (1) 地域の実情に精通、動物の適正な飼養に関する知識等を有し、市が行う事業等に協力できる方

- (2) 人と動物との共生推進よこはま協議会の構成団体等からの推薦を受けた方

第 4 条（責務）

推進員は、市又は協議会が主催する講習会を受講し、その活動に必要な知識、技術等の修得に努める。

- (2) その他

平日の昼間に積極的に活動ができる方が望ましい。

3 委嘱までのスケジュール (案)

平成 29 年 8 月 協議会構成団体の現推進員に次期委嘱の意向確認及び協議会
 構成団体に対し推薦依頼
 現公募推進員に対し委嘱の意向確認
 9～11 月 次期委嘱者決定
 11 月 14 日 委嘱 (委嘱式の日程及び会場は調整中)

◎第 6 期推進員の委嘱状況 (H29. 6. 13 時点)

所属団体別推進員数	
日本動物福祉協会 横浜支部	13
神奈川捨猫防止会	4
神奈川動物ボランティア連絡会	15
日本愛玩動物協会 神奈川県支部	10
日本補助犬協会	7
神奈川県動物愛護協会	8
公募推進員	25
計	82

推進員区分布			
鶴見	4	金沢	6
神奈川	6	港北	9
西	1	緑	1
中	9	青葉	5
南	1	都筑	8
港南	3	戸塚	3
保土ヶ谷	5	栄	3
旭	10	泉	4
磯子	2	瀬谷	2

活動対象となる動物別	
犬	49
猫	63
その他の動物	4

横浜市動物適正飼育推進員設置要綱

制 定 平成 17 年 10 月 17 日 衛食品第 10164 号
最近改正 平成 26 年 8 月 1 日 健動第 871 号

(設置)

第 1 条 動物の適正な飼養の推進を目的に、地域に密着した活動を行い、動物の所有者に対して必要な助言等を行うことにより、動物の飼育をめぐる問題の解決を図るため、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例第 21 条に基づき、横浜市動物適正飼育推進員（以下、推進員という。）を置く。

(委嘱)

第 2 条 市長は、市内に住所を有し、地域における犬、猫等の適正な飼養の推進に熱意と識見を有する満 20 歳以上の者のうち、次のいずれかに該当する者から推進員を委嘱する。

- (1) 地域の実情に精通し、動物の適正な飼養に関する知識等を有するとともに、市が行う事業等に協力できる者
- (2) 人と動物との共生推進よこはま協議会（以下、協議会という。）の構成団体等から推薦を受けた者

2 市長は、推進員を委嘱する者に対し「横浜市動物適正飼育推進員証」（第 1 号様式）を交付する。

(活動)

第 3 条 推進員は次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律第 38 条第 2 項各号に定められた活動。
 - (2) その他、動物の適正な飼養の推進に関し市長が必要と認めること。
- 2 推進員は、その活動にあたり、横浜市動物適正飼育推進員証を携行し、相手から求めがあった場合には提示すること。
- 3 推進員は、その年度の活動報告書（第 2 号様式）を、活動終了後、速やかに市長に提出しなければならない。

(責務)

第 4 条 推進員は、市又は協議会が主催する講習会を受講し、その活動に必要な知識、技術等の修得に努めなければならない。

- 2 推進員は、その活動を行うときは、常に市民への公平性、信頼性の確保に努めるとともに、行政職員と連絡を密にし、その指示に従わなければならない。
- 3 推進員は、その活動を遂行する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

い。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とする。

(任期)

第5条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第6条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は市長が必要と認めたときは、当該推進員の委嘱を解くことができる。

- (1) 第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 推進員としての信用を失墜させる行為があったとき。
- (3) 疾病等の特別な理由がなく推進員の活動を行わなかったとき。
- (4) その他推進員として必要な適格性を欠くとき。
- (5) 推進員本人から自らの解嘱について申し出があったとき。

2 推進員は、前項の規定により推進員を解嘱されたときは、速やかに「横浜市動物適正飼育推進員証」を市長に返納しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関して必要な事項は別に定める。

附 則（平成17年10月17日衛食品第10164号）

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月17日から施行する。

附 則（平成19年12月13日健食品第2044号）

(施行期日)

この要綱は、平成19年12月13日から施行する。

附 則（平成26年8月1日健動第871号）

(施行期日)

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

第1号様式

横浜市動物適正飼育推進員証

(表)

第	号
<h3>横浜市動物適正飼育推進員の証</h3>	
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;">写真</div>	氏名
	委嘱期間
	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
横浜市長	

(裏)

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）
(横浜市動物適正飼育推進員)

第21条 市長は、法第38条第1項の動物愛護推進員として、横浜市動物適正飼育推進員を委嘱する。

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）
(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その状況に応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、猫等の動物の適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
- 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

第2号様式

横浜市動物適正飼育推進員活動報告書

平成 年 月から平成 年 月までにおける動物適正飼育推進活動の状況を次のとおり報告します。

平成 年 月 日
横浜市長 殿

横浜市動物適正飼育推進員

年 月 日	活 動 内 容

横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について

平成 28 年度第 3 回協議会において、横浜市動物適正飼育推進員（以下、「推進員」という。）の平成 29 年度の研修計画について、協議していただき、推進員の 11 月の委嘱替えまでの間に 2 回の研修会（1 回目は講演会、2 回目は意見交換会）の実施を提案していただいたところです。それを踏まえて下記のとおり研修計画（案）を作成しましたので、お諮りいたします。

1 推進員研修対象者

横浜市動物適正飼育推進員 82 名（11 月の委嘱替えまでの人数）

2 平成 29 年度の推進員研修計画（案）について

第 4 回研修会の内容及び講師について、御提案をお願いいたします。

なお、研修会場の調整、推進員への案内通知、当日の進行等は事務局が行います。

(1) 第 1 回研修会・活動状況報告会（仮）

ア 日時：7 月 22 日（土）

イ 場所：動物愛護センター

ウ 内容：高齢犬・猫との暮らし方セミナー

エ 講師：岡田 響先生（ひびき動物病院医院長・公益社団法人 横浜市獣医師会会員）

オ 活動状況報告会（仮）の対象者：主に犬に関する活動をしている推進員

(2) 第 2 回研修会・活動状況報告会（仮）

ア 日時：9 月 9 日（土）

イ 場所：動物愛護センター

ウ 内容：猫セミナー（しつけ・トレーニング編）

エ 講師：佐藤哲也氏（那須どうぶつ王国 園長）

オ 活動状況報告会（仮）の対象者：主に猫に関する活動をしている推進員

(3) 委嘱式及び第 3 回研修会

ア 日時：11 月

イ 場所：未定

ウ 内容：横浜市動物適正飼育推進員について（活動方法や立場等に関する説明）
個人情報保護に関する研修について
担当区職員との顔合わせ

エ 講師：本市職員

(4) 第 4 回研修会

ア 日時：2 月

イ 場所：未定

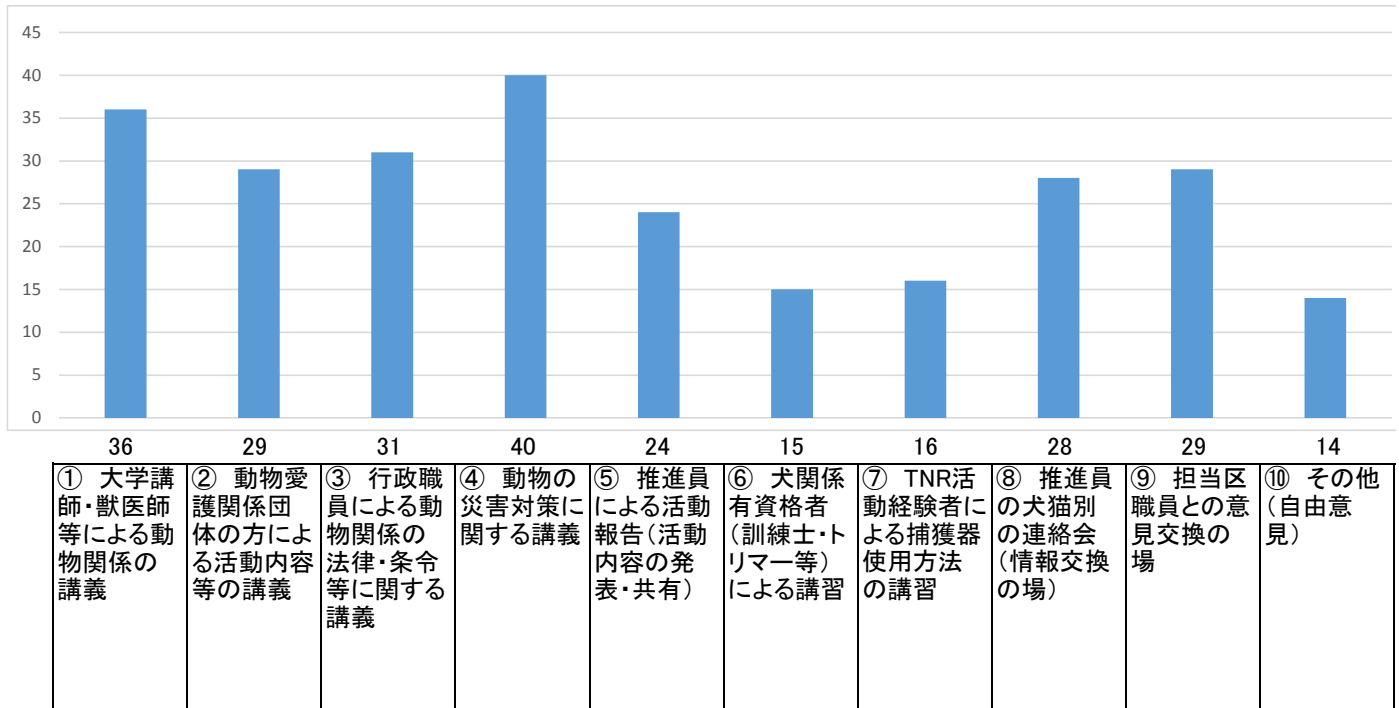
ウ 内容：法令に関する研修及び協議会からの研修（内容は今後検討）

エ 講師：未定（法令に関する研修については本市職員）

第6期 横浜市動物適正飼育推進員 アンケート結果（H28年7月実施）

アンケート回答者 63 人/ 84人

(1) 今後、どのような内容の研修会に参加したいですか？



(2) ⑩その他(自由意見)の主な記載内容

- ①について、動物行動治療や動物行動学を専門としている方に、問題行動についての最新の治療や、飼い主さんの取り組みなどについてお話していただくと参考になるのではと思います。
- 早期不妊手術についてメリット・デメリット、卵巣のみ摘出手術のメリット・デメリット、全摘手術のメリット・デメリット。
- 子猫を保護した時の注意点、病気、感染症。
子猫を里親に出す時の注意点、ワクチン接種の有無、避妊去勢手術の有無。
毎回餌場に来ない、決まった時間に来ない猫や捕獲器になかなか入らない猫の捕獲方法。
- 多頭飼育崩壊、高齢者の飼育困難な事例について、行政とボランティアが介入した成功例、失敗例などがあれば聞きたい。
- 地域猫の現状、ペットショップの殺処分、猫カフェについて
- 「地域ねこ」啓発はエリアによって、住民の対応が様々で、遅々として進まない現状も多々あり、他区の事例など推進員同士で情報交換したい。
- 近隣区職員との意見交換の場。

人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱 新旧対照表

旧	新
<p>人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱</p> <p>制 定 平成24年4月1日健動第2078号(局長決裁)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例(平成23年12月22日横浜市条例第49号)第4条の規定に基づき、人と動物の共生推進よこはま協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(担当事務)</p> <p>第2条 横浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 本市動物行政推進の基本的事項の検討に関すること。</p> <p>(2) <u>動物愛護センターの事業計画</u>に関すること。</p> <p>(3) その他 <u>動物愛護事業</u>に関すること。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、次に掲げる <u>者のうち</u> から市長が任命する。</p> <p>(1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体 <u>の</u></p> <p><u>代表</u></p> <p>(2) 横浜市獣医師会 <u>の代表</u></p>	<p>人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱</p> <p>制 定 平成24年4月1日健動第2078号(局長決裁)</p> <p><u>一部改正 平成29年6月12日健動第421号(局長決裁)</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例(平成23年12月22日横浜市条例第49号)第4条の規定に基づき、人と動物の共生推進よこはま協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(担当事務)</p> <p>第2条 横浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 本市動物行政推進の基本的事項の検討に関すること。</p> <p>(2) <u>動物の愛護及び管理に関する法律に係る事業</u> に関すること。</p> <p>(3) その他 <u>動物愛護の推進</u>に関すること。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、次に掲げる <u>団体等</u> から市長が任命する。</p> <p>(1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体</p> <p>(2) <u>公益社団法人</u> 横浜市獣医師会</p>

<p>(3) 動物取扱業関係団体 <u>の代表</u></p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 公募市民</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p><u>4追加</u></p> <p>(臨時委員)</p> <p>第4条 協議会に、事案の審議内容により必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。</p> <p>2 臨時委員は、次に掲げる <u>者のうち</u> から市長が任命する。</p> <p>(1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体 <u>の代表</u></p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) その他市長が必要と認める者</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。</p> <p>2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が委員の中から指名する。</p> <p>3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理し、副会長はこれを補佐する。</p> <p>4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長とな</p>	<p>(3) 動物取扱業関係団体</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 公募市民</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p><u>4 第1項第1号から第3号の団体の委員が会長に選任された場合は、当該団体からさらに1名の委員を任命することができる。</u></p> <p>(臨時委員)</p> <p>第4条 協議会に、事案の審議内容により必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。</p> <p>2 臨時委員は、次に掲げる <u>団体等</u> から市長が任命する。</p> <p>(1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) その他市長が必要と認める者</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。</p> <p>2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が委員の中から指名する。</p> <p>3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理し、副会長はこれを補佐する。</p> <p>4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長とな</p>
---	---

る。

- 2 協議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

（部会）

第7条 本市動物行政の推進について調査審議するため、協議会に運営部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員若干人及び必要に応じて臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会の委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- 5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

（会議の公開）

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、協議会の会議（部会の会議を含む）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる

。

2追加

る。

- 2 協議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

（部会）

第7条 本市動物行政の推進について調査審議するため、協議会に運営部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員若干人及び必要に応じて臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会の委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- 5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

（会議の公開 及び非公開）

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、協議会の会議（部会の会議を含む）については、一般に公開するものとする。

2 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

3追加

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、協議会又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉局健康安全全部動物愛護センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成25年3月24日までとする。

3 この要綱の施行後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 前項の場合において、会長又は部会長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる

。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、協議会又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉局健康安全全部動物愛護センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成25年3月24日までとする。

3 この要綱の施行後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

平成28年度

横浜市動物愛護管理業務実施結果

- 1 動物の愛護・適正飼育普及啓発事業
- 2 猫の不妊去勢手術費用の助成
- 3 災害時のペット対策
- 4 犬猫のマイクロチップ装着費用の助成
- 5 収容動物の譲渡事業
- 6 飼い主のいない猫を適正に管理する地域猫活動モデル事業
- 7 狂犬病の予防
- 8 動物関係団体や市民ボランティアとの協働体制
- 9 動物取扱業の登録及び監視指導
- 10 特定動物の飼養保管許可
- 11 市民利用施設としての動物愛護センター

* 本資料における平成 28 年度の数値については速報値です。

1 動物の愛護・適正飼育普及啓発事業



人と動物とが快適に暮らせる街づくりを目指して、飼い主や市民の皆さまに動物の愛護や適正飼育等を知っていただき、動物の飼育に関するマナーの向上や犬による咬傷事故の防止等を推進しました。

- | | |
|------------------|---|
| (1) 愛犬の正しいしつけ相談室 | 訓練士による飼い主との個別相談
【 4月～3月 10回 61人 】 |
| (2) 犬、猫について学ぼう | 小学生を対象とした動物の適正飼育について学ぶイベント
【 8月17日 88人、8月18日 93人 】 |
| (3) お手入れ教室 | 家庭で行う犬のお手入れについての教室
【 5月～1月 3回 16人 】 |
| (4) わんにゃん教室 | 未就学児や小学校低学年対象の動物愛護や咬傷事故の防止等の教室
【 7月～11月 8回 357人 】 |
| (5) なかよしどうぶつまつり | 主に保育園児、幼稚園児等を対象とした動物愛護イベント
【 6月22日 246人 】 |
| (6) 高齢動物セミナー | 老化のサインやシニア期のケア等についての講習、ケア用品
【 5月～2月 4回 109人 】 |
| (7) 譲渡動物同窓会 | 動物愛護センターから譲渡した動物のしつけ方、お手入れ、動物とのコミュニケーションの取り方等の講習
【 7月30日 37人、1月21日 16人 】 |
| (8) 動物愛護フェスタ | 動物愛護週間（毎年9月20日～26日）に合わせて行う動物愛護イベント
【 9月22日 荒天のため中止 】 |
| (9) どうぶつスクール | 動物園の動物についての講習とわんにゃん教室を実施。（市内動物園との協働事業）
【 7月26日 42人 】 |

◎ 動物に関する相談などについて

本市には、動物の飼育に関する様々な相談などが寄せられます。個々に対応するとともに、動物の適正飼育やマナー向上等を推進しました。

(1) 犬の苦情等件数の推移

		H26年度	H27年度	H28年度
苦情等内容件数		2,719件	2,792件	2,488件
内訳	野犬等保護	171件	157件	141件
	放し飼い	117件	124件	76件
	ふん尿	1,343件	1,435件	1,410件
	鳴き声	245件	281件	221件
	身体・器物の被害	85件	110件	103件
	不適切な取扱い・虐待	49件	48件	73件
	登録・注射に関すること	483件	372件	305件
	その他	226件	265件	159件

(2) 猫の苦情等件数の推移

		H26年度	H27年度	H28年度
苦情等内容件数		3,388件	3,651件	3,190件
内訳	ふん尿	1,168件	1,058件	857件
	臭気・羽毛	108件	74件	72件
	鳴き声	65件	81件	66件
	身体・器物の被害	105件	90件	71件
	不適切な取扱い・虐待	77件	73件	76件
	収容に関する相談	896件	967件	997件
	その他	969件	1,308件	1,051件

2 猫の不妊去勢手術費用の助成



飼い主のいない猫を減らすため、不妊去勢手術費用の一部の助成を行いました。

平成28年度助成の内容

不妊去勢手術費用の助成：一頭につき5,000円

◎ 猫の不妊去勢手術推進事業の実績（頭数）

平成26年度	平成27年度	平成28年度
6,208	7,613	7,816

3 災害時のペット対策



平成 22 年度に策定した「災害時のペット対策」を市民の皆さまに広く知っていただくとともに、各地域防災拠点における災害時のペット対策の具体的な計画づくりやペットの同行避難実施のための支援を行いました。

(1) ペットの防災関連展示等実施状況

平成 23 年度：5 区（鶴見、南、港南、旭、金沢）

平成 24 年度：8 区（鶴見、神奈川、中、保土ヶ谷、港北、緑、青葉、栄）

平成 25 年度：15 区（神奈川、西、中、南、港南、保土ヶ谷、旭、金沢、港北、緑、青葉、都筑、戸塚、栄、瀬谷）、動物愛護センター

平成 26 年度：13 区（鶴見、神奈川、西、南、港南、旭、磯子、金沢、港北、青葉、都筑、栄、泉）、動物愛護センター

平成 27 年度：15 区（鶴見、神奈川、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、青葉、都筑、戸塚、栄、泉、瀬谷）、動物愛護センター

平成 28 年度：集計中

(2) ペットの同行避難訓練実施状況

平成 22 年度：泉区

平成 23 年度：瀬谷区

平成 24 年度：5 区（港南、旭、磯子、金沢、泉）、動物愛護センター

平成 25 年度：4 区（港南、旭、金沢、港北）

平成 26 年度：5 区（南、港南、旭、金沢、泉）

平成 27 年度：9 区（神奈川、港南、旭、金沢、港北、緑、青葉、都筑、栄）

平成 28 年度：集計中

4 犬猫のマイクロチップ装着費用の助成



迷子になったペットが飼い主の元にもどるために有効な、マイクロチップの装着費用の一部を助成しました。

平成 28 年度助成の内容

マイクロチップ装着費用の助成：500 頭を対象に一頭につき 1,500 円

◎ マイクロチップ装着推進事業の実績（頭数）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
犬	140	147	140
猫	141	244	222
計	281	391	362

5 収容動物の譲渡事業



譲渡は、動物愛護センターから個人へ直接譲渡する個人譲渡のほか、動物愛護センターから譲渡を受けた団体が個人への譲渡を行う団体譲渡、横浜市獣医師会会員の動物病院を経由した譲渡など、様々な方法で譲渡を進めました。

(1) 平成 26 年度から平成 28 年度までの譲渡実績

	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度			
	譲渡数	譲渡内訳			譲渡数	譲渡内訳			譲渡数	譲渡内訳		
		個人	団体	獣医師会		個人	団体	獣医師会		個人	団体	獣医師会
犬	125	52	70	3	110	16	93	1	76	3	72	1
猫	366	92	117	157	519	107	192	220	521	90	190	241
その他	6	3	0	3	9	4	4	1	4	2	1	1

* 譲渡団体登録数 40 団体（平成 29 年 3 月末）

(2) 譲渡前講習

譲渡を希望される個人の方に対し、正しい飼育方法や飼育に関する基本的なマナー、関係法令、動物由来感染症等に関する講習を実施しました。

〔 犬： 個別講習 7 組 12 人
猫： 個別講習 95 組 197 人 、 集団講習 1 回 9 組 16 人 〕

6 飼い主のいない猫を適正に管理する地域猫活動モデル事業

「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」（平成25年横浜市）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫に起因するトラブルを減らすとともに、飼い主のいない猫を減少させていくことを目的として、地域猫活動モデル事業を平成25年6月より実施しました。

◎ 登録状況等（平成 29 年 3 月末）

【 3 区 4 地域（鶴見区、神奈川区、港北区） 、手術実施頭数 23 頭（H28 年度は 2 頭実施） 】

7 狂犬病の予防

狂犬病の発生やまん延を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の必要性、飼い主の義務について広く市民にお知らせし、犬の登録と注射の実施の促進を図りました。

◎ 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
登録数	182,971	180,033	178,302
注射済票交付数	131,143	136,667	133,583
接種率	71.7%	75.9%	74.9%

8 動物関係団体や市民ボランティアとの協働体制



市民ボランティアについては、現在、「人と動物との共生推進よこはま協議会」の推薦を受けた方や公募により登録をした方々に、譲渡対象の犬や猫の飼育管理のお手伝い等をしていただいています。

市民ボランティア登録数 56 人（平成 29 年 3 月末）

9 動物取扱業の登録及び監視指導



動物愛護センター及び各区福祉保健センター生活衛生課が、登録業務や監視を行い、施設の状況、取扱う動物の管理の方法等を確認しました。

◎ 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録施設数	業種別登録数						登録数計	施設 検査数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受 飼養		
平成 26 年度	1,169	387	857	36	177	36	2	1,495	396
平成 27 年度	1,239	400	910	41	185	41	3	1,580	336
平成 28 年度	1,252	384	931	43	194	50	6	1,608	654

10 特定動物の飼養保管許可

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として定められている特定動物を市内で飼養するには市長の許可が必要です。

平成 28 年度にはサーバル、ワニガメなど新たに 55 件の許可を行いました。

◎特定動物の飼養許可状況について(平成 29 年3月 31 日現在)

種類 区分	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		ダチョウ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	5	105 (0)*	8	59 (7)	2	5 (0)	2	6 (0)	3	7 (0)	0	0 (0)
種類 区分	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計			
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所**	頭数		
施設数等	3	6 (1)	7	14 (4)	9	18 (6)	4	11 (1)	23	231 (19)		

* 頭数の () は、愛がん目的の飼養頭数になります。その他の目的には、販売、展示、試験研究等があります。

**箇所の合計は、対象施設数です。

11 市民利用施設としての動物愛護センター



動物愛護センターには研修室、飼育体験実習室、芝生のふれあい広場があり、市民利用施設としてサークル活動、地域町内会活動などに広く利用できます。

平成 28 年度は 3,626 人が市民利用施設として利用しました。なお、見学者、事業参加者を含めると 7,901 人が動物愛護センターを訪れました。

主な利用者：市民グループ（ドッグダンス、ノーズワーク、謝恩会 等）、市関係団体（横浜市職員研修 等）

◎ 犬の収容頭数、返還数、譲渡数及び安楽死処分数等

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
収容頭数	総数	408	407	336	324	271
	飼い主不明犬	301	314	257	230	223
	飼えなくなった犬	94	85	74	87	44
	傷病犬	13	8	5	7	4
返還数		203	204	176	172	165
譲渡数		117	101	125	110	76
致死処分数		61	110	42	40	36
自然死		10	5	3	2	0
死体搬入		1	0	2	3	3

◎ 猫の収容頭数、返還数、譲渡数及び安楽死処分数等

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
収容頭数	総数	1,541	1,424	1,319 (992)	1,372 (960)	1,306 (937)
	飼い主不明猫	940	863	782	797	710
	飼えなくなった猫	184	120	100	87	96
	傷病猫	417	441	437	488	500
返還数		4	10	8 (0)	17 (1)	15 (3)
譲渡数		536	388	366 (177)	519 (235)	521 (308)
致死処分数		527	565	577 (445)	514 (383)	404 (266)
自然死		221	245	158 (115)	109 (54)	134 (90)
死体搬入		222	247	238 (108)	209 (72)	225 (82)

* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数（内数）

人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿
 (第4期 平成29年3月25日～平成31年3月24日)

項目	氏名	所属	役職等
動物愛護等団体代表	兵藤 哲夫	公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部	支部長
動物愛護等団体代表	矢吹 紀子	特定非営利活動法人 神奈川動物ボランティア連絡会	代表
動物愛護等団体代表	佐藤 久美子	公益社団法人 日本愛玩動物協会神奈川県支所	支所長
動物愛護等団体代表	朴 善子	公益財団法人 日本補助犬協会	代表理事
動物愛護等団体代表	山田 佐代子	公益財団法人 神奈川県動物愛護協会	会長
獣医師団体代表	井上 亮一	公益社団法人 横浜市獣医師会	会長
動物取扱業関係団体代表	大矢 秀臣	全日本動物輸入業者協議会	事務局長
動物取扱業関係団体代表	太田 信也	一般社団法人 全国ペット協会	会員
学識経験者	植竹 勝治	麻布大学獣医学部 動物行動管理学研究室	教授
学識経験者	佐藤 雪太	日本大学生物資源科学部 実験動物学研究室	教授
公募市民	田代 さとみ		
公募市民	富高 恵子		

人と動物との共生推進よこはま協議会について

1 横浜市附属機関設置条例

(附属機関の設置及び担当事務)

第2条 横浜市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

別表 (抜粋)

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	人と動物との共生推進よこはま協議会	横浜市の動物の愛護及び管理に係る施策に関し必要な事項についての審議に関する事務	20人以内

2 人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱

(担当事務)

第2条 横浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 本市動物行政推進の基本的事項の検討に関すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律に係る事業に関すること。
- (3) その他動物愛護の推進に関すること。

3 動物の愛護及び管理に関する法律

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日健動第 2078 号（局長決裁）

一部改正 平成 29 年 6 月 12 日健動第 421 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、人と動物の共生推進よこはま協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 本市動物行政推進の基本的事項の検討に関すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律に係る事業に関すること。
- (3) その他動物愛護の推進に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる団体等から市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体
- (2) 公益社団法人横浜市獣医師会
- (3) 動物取扱業関係団体
- (4) 学識経験者
- (5) 公募市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第 1 項第 1 号から第 3 号の団体の委員が会長に選任された場合は、当該団体からさらに 1 名の委員を任命することができる。

（臨時委員）

第 4 条 協議会に、事案の審議内容により必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、次に掲げる団体等から市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体

- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理し、副会長はこれを補佐する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 本市動物行政の推進について調査審議するため、協議会に運営部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員若干人及び必要に応じて臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会の委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- 5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開及び非公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、協議会の会議（部会の会議を含む）については、一般に公開するものとする。

- 2 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議の一部又は全部の非

公開を決定することができる。

- 3 前項の場合において、会長又は部会長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(意見の聴取等)

- 第9条 会長又は部会長は、協議会又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第10条 協議会の庶務は、健康福祉局健康安全部動物愛護センターにおいて処理する。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成25年3月24日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月12日から施行する。